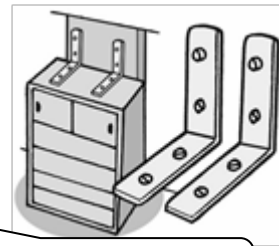


申込期間：29年9月1日～11月30日

家具転倒防止器具の 取付を代行します



先着200件!

～横浜市家具転倒防止対策助成事業（29年度）～

大きな地震が起きた時に、ご自身や家族の身を守るためには、家具の転倒防止の対策をするなど、日ごろの自助の取組が大切です。

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため、転倒防止器具の 取付けを無料 代行します。（器具代は申請者のご負担となります。）

◆対象世帯

同居している家族全員が、下記の①～⑤のいずれかである世帯

- ① 75歳以上
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている
- ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている



【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業はNPO法人横浜市まちづくりセンターが実施します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。（写しの提出は不要です）
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがあります。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

◆申込み

045-262-0666（NPO法人横浜市まちづくりセンター）

へお電話ください。（平日の10時～16時まで）

※家具転倒防止対策に関する一般的な問合せも対応します。

◆申込みから取付までの流れ

- ① 045-262-0666（NPO法人横浜市まちづくりセンター）へ電話します。（平日の10時～16時まで）
聴覚・言語に障害のある方は（Fax 045-315-4099）に氏名、住所、郵便番号、Fax 番号をご記入の上お送りください。
⇒（対象世帯である場合）自宅に申請書など（往復ハガキ）が届きます。

- ② 申請書（返信用ハガキ）に必要事項を記入し、提出（郵送）します。
（下記の同意事項への同意が必要です）
⇒横浜市から「利用決定通知書」※が届きます。
※対象世帯でない場合は利用却下通知が届きます

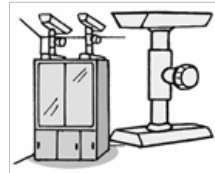
- ③ 取付員が訪問します。（訪問日時は事前に調整します）

1回目（調査訪問）

- ・対象世帯であることを書類等で確認します。
- ・家屋状態の確認、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
（器具購入のご相談も承ります）

2回目（取付訪問）

- ・調査訪問で決定した器具を取り付けます。

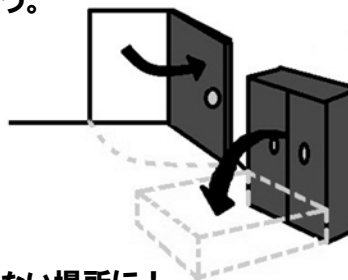


【同意事項】

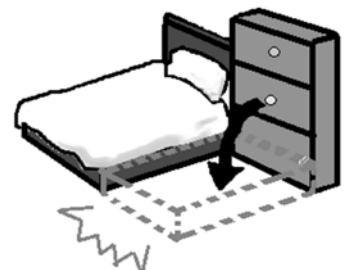
- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。



転倒防止器具の取付以外にも、配置の工夫などで、家具の転倒から命を守りましょう。



ドアをふさがない場所に！



寝ているところに倒れない場所に！